

**保存版**

ご家庭で保存して、見えるところに貼っておいてください。  
(学校ホームページにも掲載されています。)

京都市立下鴨小学校  
校長 安村 俊輔

## 台風・地震に対する非常措置について 大雨警報、洪水警報等が発令された場合について 避難指示が発令された場合について

平素は本校教育に推進にご理解・ご協力いただきまして厚くお礼申し上げます。さて、本校においては、台風により京都市 (※テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります)に「暴風警報」及び「特別警報」が発令された場合、京都市に震度5弱以上の地震があった場合、「大雨警報」及び「洪水警報」が発令された場合、「避難指示」が発令された場合は、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意していただきますようお願い致します。

## 記

**「暴風警報」が発令された場合**

## (1) 登校前に発令された場合

- ・「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- ・「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。

解除の時刻	授業
午前 7時までに解除になった場合	平常授業 給食あり
午前 9時までに解除になった場合	3校時から始業(10時30分登校) 給食あり
午前11時までに解除になった場合	5校時から始業(13時00分登校) 給食なし ※昼食を済ませてから登校させてください。
午前11時現在、発令中の場合	臨時休業

## (2) 児童が在校中に発令された場合

提出していただいている「緊急下校時の対応」で、集団下校とするか保護者の方に学校へ迎えに来ていただくかのどちらかとなります。下校時刻等につきましては、「すぐーる」や学校ホームページにてお知らせ致します。

**「特別警報」が発令された場合**

## (1) 前日より引き続き「特別警報」が発令されている場合

- ・登校当日の午前0時までに解除になった場合 : 5校時から始業(13時00分登校) 給食なし  
※昼食を済ませてから登校させてください。
- ・登校当日の午前0時現在、発令中の場合 : 臨時休業

## (2) 登校当日の午前0時以降、登校前までに発令された場合

- ・当日、臨時休業。特別警報発令中は命を守る行動を最優先し、屋外に出ないようにご注意ください。

## (3) 在校中に発令された場合

提出していただいている「緊急下校時の対応」で、「集団下校」とするか「保護者の方に学校へ迎えに来ていただく」かのどちらかとなります。下校時刻等につきましては、「すぐーる」や学校ホームページにてお知らせ致します。

## 京都市に震度5弱以上の地震があった場合

- ・震度5弱以上の地震が発生した時は、次の登校日を臨時休業とします。
- ・下校後、次の登校までに震度5弱以上の地震が発生した場合も、臨時休業にします。
- ・休業日、休業前日に発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業とします。(例：金曜日の下校後に震度5弱以上の地震が発生した場合、翌週月曜日が休業。)ただし、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、学校より授業等を実施する旨を「すぐーる」・学校ホームページ等にてお知らせ致します。
- ・臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて「すぐーる」・学校ホームページ等にてお知らせ致します。
- ・児童が在校中に発生した場合、児童の安全確保のため、保護者に迎えに来ていただくまで児童を学校に留め置くこととします。

## 大雨警報、洪水警報等が発令された場合

気象状況により、大雨警報、洪水警報等の長期間の継続が見込まれる場合、教育委員会の判断により臨時休校となる場合があります。その場合にも、「すぐーる」・学校ホームページ等で最新の情報をお知らせいたしますので、ご確認をお願いします。(特に、全市的に避難指示が発令された場合などを想定しています。)

## 避難指示が発令された場合

### (1) 水害の避難指示について

本校の校区である下鴨学区は、「鴨川・高野川の浸水想定区域」であるため、避難指示の発令対象地域です。下鴨学区に避難指示が発令された場合には、暴風警報が発表された場合に準じた措置を取ります。

### 【参考】避難情報の名称について

「高齢者等避難」が発令されただけでは原則として休校措置は取りません。ただし、「高齢者等避難」が発令された場合であっても、状況等によっては休校措置(登校の見合わせ等)を取る場合があります。

避難情報の種類	高齢者等避難【警戒レベル3】	避難指示【警戒レベル4】	緊急安全確保(※)【警戒レベル5】
発令時の状況	災害が発生する恐れのある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が、危険な場所から避難すべき状況。	災害が発生する恐れが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が、危険な場所から避難すべき状況。	災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと変容すべき状況。
市民が取るべき行動	・高齢者等は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に非難する。	・危険な場所から全員退避(立退き避難又は屋内安全確保)する。	・立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。(ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。)

### (2) 在校中に特別警報・暴風警報が発表された場合、もしくは避難指示が発表された場合について

直ちに臨時休校としたうえで、下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととし、その後、「暴風警報」・「特別警報」のとおりに対応いたしますが、不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置くことといたします。

なお、緊急安全確保は、避難指示等既に何らかの対応を講じている状況の中で発令されることが想定されます。

以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いいたします。